

被扶養者認定に関する用語集

① 同居

同居とは、被保険者（本人）とその家族が同じ家の中に住んでいることをいいます。同じ敷地内でも別棟の場合は、同居と認められません。

※同居なるケース

- 病院・特養・老健・療養病床と障害者施設などへの入院・入所
- 単身赴任（*）による別居
（*）勤務先より単身赴任に伴う手当金が支給されている場合

※別居となるケース

- 住民票が同一の住所表記であっても世帯分離（世帯主が複数）により世帯が別になっている場合は「別居」、住民票上で同一世帯に属していても家計を共にしていない（2世帯住宅）と確認した場合は「別居」として扱います。
- 有料老人ホームへの入所

② 家計を共にする

同居している家族が被扶養者になるには、さらに家計を共にしていなければなりません。同居していても、お互いに独立した生活を送り、食事や住まいの費用なども別々に負担していれば、被扶養者資格はありません。

③ 家族の年収

家族の年収とは、生計費に充当できる収入のことで、課税収入（給与・老齢年金・企業年金など）及び非課税収入（恩給、仕送り、雇用保険の失業給付金、傷病手当金、障害年金、遺族年金など）の全てをさします。その金額が「年収限度額」（4家族の年収限度額 参照）を超えていれば被扶養者資格はありません。

【年収の出し方】

■ 給与収入

月額 108,334 円（60 歳以上は 150,000 円）未満であれば認定可能です。

- 一時的に 108,333 円（60 歳以上は 150,000 円）を超えた場合は、直近 3 ヶ月の平均月収が 108,334 円（60 歳以上は 150,000 円）未満であれば引続き被扶養者認定は可能です。
- 給与、賞与とも、税控除前の総支給額が対象です。ただし、通勤交通費は除きます。
- 試用期間を含め、勤務開始日より被扶養者認定はできません。
（勤務先で健康保険非適用であっても、被扶養者認定の理由にはなりません）
- 月額算出が上記金額を超える雇用契約を結ばれる場合は、雇用開始日から被扶養者認定はできません。

※税控除の年収の対象期間は 1 月から 12 月ですが、健保の被扶養者認定基準における年収は、今後の年間見込み額を随時算出して判断します。

■ 専従者給与収入

前年度の確定申告書にて申告した金額

■ 年金、恩給収入

支給金額 × 支給される回数〈年金は 6 回、恩給は 4 回〉

- ・ 介護保険料控除前の支給金額
- ・ 受給権が発生（変更）した時点で収入とみなします。金融機関への「振込日」ではありません。

■ 雇用保険受給

基本手当日額 × 30日 × 12カ月

- ・ 基本手当日額が扶養認定基準未満の金額（60歳未満：3,612円未満・60歳以上または障害厚生年金受給要件に該当する程度の障がい者：5,000円未満）の場合は被扶養者認定可能です。

基本手当日額が扶養認定基準以上の金額の場合は、雇用保険の受給開始前（待期・給付制限・延長中等）の期間は被扶養者として認定可能ですが、受給開始後は、扶養認定基準を満たさなくなるため、被扶養者の資格はなくなります。扶養の取消し申請をお願いします。

※受給開始は、給付制限期間終了日（給付制限期間が無い場合は「待期満了日」）の翌日を意味します。

ハローワークでの「処理日」や、金融機関への「振込日」ではありません。ご注意ください。

■ 事業所得者（自営業者・農業従事者等）の年収

健康保険法(昭 52.4.6 保発第 9 号厚生省保険局長通知)

収入がある者についての被扶養者の認定について健康保険法第一条第二項各号に規定する被扶養者の認定要件のうち「主トシテ其ノ被保険者ニ依リ生計ヲ維持スルモノ」に該当するか否かの判定は、専らその者の収入及び被保険者との関連における生活の実態を勘案して、保険者が行う取扱いとされている。

パナソニック健保の取扱い

総収入－（売上原価＋※必要経費）＋減価償却費

※確定申告の際、必要経費として認められるものに限る（青色申告特別控除は必要経費として取扱いません）

- ・ 上記基準を 2007 年 9 月 1 日より適用する。
- ・ 異動届に直近の確定申告書【第一表・第二表】および収支内訳書または損益計算書の写し（税務署受付印のあるもの）を添付の上ご提出願います。
- ・ 税務署受付印がない場合は無効となります。ネットで確定申告された場合は、国税局の受付印字があるものを提出してください。
- ・ 確定申告書の写しをご提出いただけない場合は、書類不備となり扶養申請の受付はできません。
- ・ 不承認となり再度申請される場合は、次年度の確定申告後に必要書類を全てご準備いただき、申請してください。その際、認定日は健保の書類受付日となります。
- ・ 事情（所得 38 万円未満等）で確定申告していない方は、個人で記録している帳簿等を事業主印押印後ご提出願います。
- ・ 事業初年度者は各自で見込み（売上・経費内訳）を別紙にご記入の上、署名・捺印のうえ、ご提出願います。

④ 家族の年収限度額

年収限度額は、60歳未満は「130万円未満」（月額換算で 108,334円未満）、60歳以上または障害厚生年金の受給要件に該当する程度の障がい者は「180万円未満」（月額換算で 150,000円未満）となっています。パート・アルバイトの給与収入や雇用保険の失業給付金、健康保険の傷病手当金を受給している場合は給付日数に関係なく、月額換算（手当日額×30）で判断します。しかし、年収限度額以内でも被保険者が主として生計維持していなければ、被扶養者資格はありません。

※所得税の「配偶者控除」「扶養親族控除」の年収限度額との関係

所得税で「配偶者控除」「扶養親族控除」の対象になる配偶者や扶養親族の条件は、健康保険法上の「被扶養者」の条件とは異なります。(③家族の年収 参照)

⑤ 「主として…」

生計費の2分の1以上を被保険者により援助されていることが必要です。その家族の収入、被保険者の収入により認定を受ける実態と著しくかけ離れていたり、社会通念上妥当性を欠くとみなされた場合は認定されない場合があります。

⑥ 送金

別居している家族へのあなたからの送金額は、その家族を含む世帯全員の収入を上回っていることが必要です。パナソニック健保では、手渡しを認めず、毎月の送金額が確認できる金融機関等からの送金を原則としています。年1~2回の送金で、その額が家族の年収を超えていても、毎月の安定した生活費支援とは認められません。なお、送金方法及び金額等の申告内容が、実態と異なっていることが判明した場合、生計維持関係がないと判断し、遡って資格を喪失させる場合もあります。

⑦ 優先扶養義務者

申請対象者の「配偶者」、申請対象者が母の場合は「父」、兄弟姉妹・祖父母・孫の場合は「両親」です。

ただし、被保険者が扶養せざるを得ない理由がある場合は、生計維持等の確認書類を提出いただき、判断いたします。

また、夫婦共同扶養の場合は、年収の多い方の被扶養者と定められています。

※上記収入基準は一律に適用されるものではなく、あくまでも目安であり、認定を受けようとする方の収入、当該被保険者の収入等や世帯の生計状況等から総合的に判断します。認定を受ける実態と著しくかけ離れていたり、社会通念上妥当性を欠くとみなされる場合は認定されない場合があります。

人事院では標準的な生活の消費水準を把握するために、総務省の家計調査に基づき「都道府県庁所在都市別・世帯人員別標準生計費」を公表しております。当健保組合においても、対象家族の生計維持費が妥当か否かの判断をする際にこの「標準生計費」を考慮しています。

「標準生計費」は下記【別紙】の通り

全国都道府県庁所在都市および人事院の世帯人員数別標準生計費 -2022年4月-

-円-

区分	1人	2人	3人	4人	5人
全国	114,480	178,930	196,090	213,240	230,390
札幌市	120,900	185,210	195,270	205,320	215,370
青森市	89,390	139,530	146,980	154,450	161,890
盛岡市	103,490	160,810	171,840	182,880	193,900
仙台市	106,957	167,997	185,537	203,061	220,587
秋田市	85,664	132,655	144,714	156,762	168,813
山形市	106,640	166,070	175,630	185,180	194,750
福島市	152,610	248,470	242,970	237,450	231,940
水戸市	110,475	173,972	184,965	195,945	206,925
宇都宮市	129,091	206,005	213,634	221,249	228,866
前橋市	134,300	210,460	230,750	251,180	271,640
さいたま市	129,510	202,980	227,190	251,380	275,570
千葉市	107,280	163,980	185,610	207,220	228,800
東京都	136,180	214,830	227,600	240,370	253,120
横浜市	115,360	179,060	197,980	216,890	235,800
新潟市	117,570	187,450	201,510	215,560	229,600
富山市	118,678	187,566	200,450	213,316	226,188
金沢市	121,330	188,870	211,690	234,490	257,290
福井市	92,740	143,870	154,780	165,670	176,570
甲府市	118,530	181,500	200,780	220,030	239,280
長野市	102,440	158,730	175,000	191,230	207,470
岐阜市	103,040	158,450	183,240	208,050	232,850
静岡市	112,420	176,059	197,781	219,481	241,191
名古屋市	117,950	182,950	206,730	230,510	254,260
津市	113,700	179,370	195,890	212,380	228,890
大津市	107,240	163,210	183,170	203,110	223,030
京都市	145,300	233,130	240,080	247,030	253,970
大阪市	100,270	152,040	166,790	181,520	196,260
神戸市	150,800	241,720	251,040	260,350	269,650
奈良市	115,570	179,950	197,960	215,970	233,990
和歌山市	93,843	145,654	162,952	180,241	197,526
鳥取市	93,300	146,570	156,880	167,250	177,640
松江市	121,850	192,470	214,430	236,350	258,290
岡山市	110,170	173,790	192,910	212,010	231,110
広島市	103,950	161,293	174,189	187,068	199,955
山口市	123,175	196,735	214,098	231,446	248,789
徳島市	110,290	175,300	190,860	206,390	221,950
高松市	118,049	185,786	204,345	222,885	241,432
松山市	89,180	136,920	148,450	160,000	171,560
高知市	116,250	182,190	199,810	217,400	234,990
福岡市	98,570	152,510	165,050	177,580	190,100
佐賀市	114,600	180,150	194,970	209,770	224,570
長崎市	118,040	188,040	203,360	218,650	233,950
熊本市	107,578	169,140	175,568	182,070	188,592
大分市	113,100	175,560	192,810	210,060	227,310
宮崎市	102,670	161,340	175,290	189,230	203,150
鹿児島市	96,160	147,720	163,300	178,870	194,440
那覇市	129,260	210,160	203,080	195,970	188,880

資料出所：人事院（全国）、各都道府県人事委員会

[注] 東京都は特別区および市町村を含む。